

議案第32号

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

上下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理する組織名称を変更するため、この案を提出するものである。

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「土木部」を「まち整備部」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(組織) 第4条 略 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>まち整備部</u>上下水道課を置く。</p>	<p>(組織) 第4条 略 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>土木部</u>上下水道課を置く。</p>	<p>・組織名称の変更に伴う改正</p>